

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成 2 1 年 9 月 2 5 日 (金)	
場 所		宇土市役所 5 階第 1 会議室	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 上拂 耕生 委 員 吉永 栄治 委 員 伊藤 博士 委 員	
	市	指名等審査会委員，事務局（財政課契約管財係）， 工事検査係	
審議対象期間		平成 2 1 年 2 月 1 日～平成 2 1 年 8 月 3 1 日	
抽出案件		1 2 5	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		1 2 5	
1 億円以上		(0)	
5 千万円以上 1 億円未満		(0)	
1 千万円以上 5 千万円未満		(1 5)	
5 百万円以上 1 千万円未満		(1 4)	
3 百万円以上 5 百万円未満		(9)	
3 百万円未満		(8 7)	
随意契約		0	
その他		0	
委員からの意見・質問，それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問・意見	回答
なし	

2 指名停止措置について

【事務局より、期間内の指名停止措置について、また、今年度行った制度改正について説明】

質問及び意見	回答
なし	

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式	指名競争入札：指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者	条件付一般競争入札：参加資格設定理由	
1	平成21年度 宇土駅東新幹線高架下駐輪場整備工事 (契約金額が最も高いもの)	指名競争 市外13社	指名審査方針による。 一般土木工事であり、市内外の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	93.99
2	五色坂調整池浚渫工事 (落札率が最も高いもの)	指名競争 市内5社	指名審査方針による。 一般土木工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	98.99
3	宇土小学校西側用地造成工事 (落札率が最も低いもの)	指名競争 市外17社	指名審査方針による。 一般土木工事であり市内の有資格業者より指名。 本工事と同種工事の実績を有する。	9.53
『抽出事案について』合計3件 まず、全ての入札の中で、契約金額の最も大きいものを1件。 次に、指名競争入札を行ったもので、落札率が最も高いもの、低いものをそれぞれ1件。				

<p>再入札案件の場合において、1回目の結果を公表しているとのことだったが、再入札する際に、1回目の結果が見えているということになると、全く同じ金額が入ってくることになるのか。</p> <p>また、落札者が契約を辞退した場合、2番札の業者が契約者になる、ということはないのか。</p> <p>著しく低い入札金額の場合、自動的に無効、失格となるような取扱いを行っているのか。</p> <p>最低制限価格制度の導入の予定などはあるのか。</p> <p>開札調書にある棄権と辞退の違いは。</p>	<p>1回目の入札としては成立している、ということになるので公開している。</p> <p>2回目と表現しているが、別件としての取扱いとなる。案件名は同じであるが、設計内容を変更して、別件として再入札をしている。</p> <p>今までも含め、再入札の際には必ず設計内容を変更しての発注としている。</p> <p>自動的に2番札の業者に2番目の金額で契約という方法はとることができない。</p> <p>別の方法として、随意契約による契約も可能であるが、これはあくまで落札金額の範囲内において、という条件が付くことになる。</p> <p>今まで、契約辞退案件は再度入札を行っている。</p> <p>本市においては最低制限価格制度などの制度は採用していない。</p> <p>諸制度の導入については自治体ごとに違いがあるが、最低制限価格制度については宇土市は導入しておらず、また今のところ導入予定はない。</p> <p>応札をしない、という意思表示がある場合が辞退であり、何も意思表示をせず入札も参加していない状態が棄権ということになる。</p>
---	--

4 宇土市の入札制度導入状況について

【事務局より、各入札制度についての導入状況等】

質問・意見	回 答
<p>低入札価格調査制度よりも最低制限価格制度を導入している市町村が多いように見受けられるがなぜか。</p>	<p>導入後の運用面で若干の違いがあることが原因かもしれないと推測する。</p> <p>まず低入札価格調査制度で懸念されることは、調査に長い時間が必要となることがあると思われる。</p> <p>それから、調査後に「落札者とせず、契約を行わない」という判断、その根拠となる</p>

<p>最低制限価格制度については、以前行っていた経緯があるということだが、廃止した経緯は。</p>	<p>合理的な説明が非常に困難で、実務に置いては活用しにくいという懸念があるのではないかと考えられる。</p> <p>制度の理論は正当性があるが、実際の運用面において実効性がどれだけあるのか、という懸念のある低入札価格調査制度と比較すれば、最低制限価格制度の方が分かりやすく、また実務的にも煩雑でないという面があると考えられるため、導入されやすい傾向があるのではないかと考える。</p> <p>昭和60年10月から廃止している。当時の行財政改革の一環として廃止しているおり、その後はそのまま制度を導入していないという状況。</p> <p>今のところ導入する予定はない。</p>
---	--

(閉会)